

議案第 96 号

小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年小松島市条例第 38 号）の一部を別紙のように改正する。

令和元年 12 月 3 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年小松島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「以下この項，第19条及び第36条第3項において同じ」を「以下同じ」に改める。

第35条第3項中「同号イ（イ）中「除く」とあるのは「除き，特別利用保育を受ける者を含む」とする」を「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを含む。）」とする」に改める。

第36条第3項中「同号イ（イ）中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする」を「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする」に改める。

第50条中「「教育・保育給付認定子ども」」を「「教育・保育給付認定子どもについて」」に改め、「以下この節において同じ。）」の次に「について」を加え、「この項，第19条及び第36条第3項」を削り、「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条）」の次に「において」を加え、「特定教育・保育提供証明証」を「特定教育・保育提供証明書」に、「特定地域型保育提供証明証」を「特定地域型保育提供証明書」に改める。

第51条第3項中「第50条」を「前条」に改め、「次条第3項において同じ。」を削り、「第33条までを含む。」の次に「次条第3項において同じ。」を加える。

第52条第3項中「満3歳以上保育認定子どもに係る」を「満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。